

府と市との契約書の第15条では、契約の当事者が、廃棄物処理法等の法令等に違反すると認められるとき、契約の解除を申し入れることができ、府は市に対して、契約解除を即刻申し入れるべきである。

また、岩手県と府との契約書の第13条でも契約の当事者は、同様の理由で契約解除を申し入れることができ、市が今回の契約から外れ、がれきの処理処分ができなくなれば、実質今回の受け入れ事業は不可能なため、府は、契約解除を岩手県に申し入れるべきである。

岩手県と府との契約では、安全性を確保することが条件として示されている。しかしながら放射性物質、アスベスト他、実態として安全性は担保されていない。契約条件に違反する受け入れが行われようとしている。

一例として毎日新聞で、アスベストの基準をオーバーしたがれき処理の実態が報道された。契約事項に記載されている内容が保障されていない契約は無効となる。

今回の広域化事業は、宮城県の例にもあるように国家的な詐取行為の中で進められてきた。自治体の違法行為に目を光らせ、無駄な金が使われないようにしなければならなかった環境省が、不正に広域化政策を進めていたこともあって、がれきの広域化量は、時間の経過とともに、次々と変更され、数値的な根拠にも乏しい。この事実を隠し、またよく確かめず、費用が高い広域処理契約を進めるのは、自治体として許されず、法第2条14項にも違反する。これは被災地の復興予算を他に流用すると同様に、問題がある。即刻契約を解除し、当該行為を止めることを求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

法第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされ、監査請求書及び事実証明書の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定等を欠くものとして不適法であり、監査委員は監査する義務を負わないとされている。

また、たとえ違法不当があるとしても、市に損害をもたらさないものは住民監査請求の対象にはならないとされている。

以下、本件請求において請求人が主張している点について検討する。

請求人は、岩手県が府に委託した災害廃棄物処理業務のうち、府が災害廃棄物の焼却業務及びその焼却灰の埋立処分業務を本市に再委託し、本市が焼却残渣処分業務及び焼却灰の運搬業務並びに焼却灰の埋立処分業務を民間業者に委託していることが、禁止されるべき再々委託にあたり、違法な契約締結である旨主張する。

しかしながら、本市の業務委託が再々委託にあたるか否かについて、平成23年7月に環境省が示した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」における再委託の特例措置の考え方に関して、環境省は、本市からの文書照会に対して、本市の業務委託が禁止されるべき再々委託にあたらぬ旨の見解を示しており、請求人の主張は、違法をいう前提を欠くものと言うべきである。

また、請求人は、岩手県、府及び本市の三者間の基本合意書に基づく災害廃棄物処理について、国からの交付金を得ることができないこととなる蓋然性が高いと独自の見解を主張するが、そもそも、三者間の基本合意書により、廃棄物処理等に要する費用は岩手県が負担することとなっており、基本的に本市に負担が発生する関係にはなっていないのであるから、本市の損害発生の可能性について具体的に摘示しているとは言えない。

本件請求については、むしろ、請求人の主張にもあるように、ほぼ100%国の交付金で賄われる災害廃棄物処理に要する費用が、広域化処理をすることにより高くなるにもかかわらず、がれきの広域化必要量や安全性を十分検証することなく進められることが問題であるとして、広域化処理のスキーム自体の政策的当否を問うものとするのが自然であり、仮にそうであれば、法が住民監査請求の対象を財務会計行為等に限った趣旨、目的等を逸脱するものと言わざるを得ない。

そうすると、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。